

主 文

被告人両名は、いずれも無罪。

理 由

1 本件公訴事実は、

「被告人Aは、公益財団法人B事務局総務管理課課長兼C総務課課長であり、同財団の業務発注の委託契約等の事項の委任を受けた使用人として、同財団が指名競争入札により発注する業務の指名業者選定等の職務に従事しているもの、被告人Dは、ビル・病院・店舗・工場等の総合保守管理、運営、整備及び総合管理業務等を業とする株式会社Eの会長として同社の業務全般を統括するものであるが

第1 被告人Aは、

- 1 令和5年12月13日、和歌山市（住所省略）の飲食店Fにおいて、被告人Dから、G「総合管理業務（その2）」の指名競争入札につき、入札に先立って、内規等により部外者への漏えいが禁止されている指名業者等を漏示された旨の不正の請託を受け、その報酬として供与されるものであることを知りながら、同日、同所において、被告人Dから現金50万円の供与を受け、もって自己の職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受し
- 2 令和6年2月下旬頃、和歌山市（住所省略）の前記Eにおいて、被告人Dから、前記第1の1と同様の不正の請託を受け、それに応じて指名業者等を漏示したことへの報酬として供与されるものであることを知りながら、同年6月20日、前記飲食店において、被告人Dから現金50万円の供与を受け、もって自己の職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受し

第2 被告人Dは、

- 1 前記第1の1記載の日時・場所において、被告人Aに対し、前記第1の1記載の不正の請託をし、その報酬として、現金50万円を供与し、もって被告人Aの職務に関し、不正の請託をして財産上の利益を供与し
- 2 前記第1の2記載の日時・場所において、被告人Aに対し、前記第1の2記

載の不正の請託をし、それに応じたことへの報酬として、現金50万円を供与し、もって被告人Aの職務に関し、不正の請託をして財産上の利益を供与した。」というものである。

- 2 被告人両名の各弁護人は、検察官が主張する前提事実自体は争わないものの、被告人Aは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（令和4年法律第68号による改正前のもの。以下単に「法」という。）337条1項が引用する同法334条1項7号の「事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」に当たらず、「その職務に関し」（同法337条1項）財産上の利益を収受したものであるから、いずれも無罪であると主張する。

当裁判所は、公訴事実記載の被告人Aの賄賂の収受行為は、法334条1項7号所定の「事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」である被告人Aが、その職務に関してしたもの（同法337条1項）とは認められないと判断した。以下理由を述べる。

- 3 前提として、被告人Aは、財団事務局総務管理課課長兼同財団が管理する施設の総務課長として県から指定管理を受けた県有財産の運営管理に関することや入札に関することなどの職務を分掌していた財団の使用人であったこと、このうち、財団の業務に関する対外的な委託契約の締結については、財団内部の実務慣習上、課長職は、500万円未満の案件が専決であるとされていたこと（なお、本件後の令和6年4月に、財団の内規（処務規程）が実務慣習に合わせて改定され、課長職の専決に関する上記実務慣習は、処務規程に明記されるに至った。本件当時、前記実務慣習が内規として機能していたことは争いがないから、以下単に「内規」という。）、財団が実施する入札は、財団の業務を外部に発注する「委託契約」の一環であり、財団は、落札業者と「委託契約」を締結すること、本件で問題となっている入札（以下「本件入札」という。）は、県有施設の管理等を中心とした業務の委託に係るものであり、落札価格（契約金額）は、契約期間の5年間合計で5億6700万円であったこと、被告人Aが、公訴事実のとおり、本件入札につき、被告人Dから、内

規等により部外者への漏えいが禁止されている事項を漏示するよう頼まれ、同人がその報酬として供与した合計１００万円を収受したことの各事実は、証拠上容易に認められ、当事者も争っていない。

問題は、本件入札に係る委託契約（以下「本件委託契約」という。）が、内規上、被告人Ａが専決できた契約金額（５００万円未満）を超えるものであったことを踏まえても、本件公訴事実に係る被告人Ａの賄賂の収受行為が、法３３４条１項７号にいう「事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人」が、法３３７条１項にいう「その職務に関し」てしたものと認められるかである。

この点、まず、法３３４条１項７号所定の使用人（以下「７号使用人」という。）は、各弁護人が主張するとおり、株式会社の役職員に関する同旨の規定である会社法９６７条１項が引用する同法９６０条１項７号等と同様、ある種類又は特定の事項に関し、包括代理権が授与されていることが必要であると解される（検察官の主張も、これを前提としている。）。

そして、被告人Ａは、前述のとおり、内規上、課長として５００万円未満の委託契約やそのための入札を専権で行う権限が与えられていたのであるから、少なくともこの限度では、部分的な包括代理権を与えられていたと認められる（被告人Ａの弁護人は、５００万円未満の契約であっても、重要又は異例に属すると認められるものについては上司の決裁を受けなければならないとされていたことなどから、被告人Ａは、部分的にせよ包括代理権を授与されていたとは認められない旨主張するが、首肯できない。）。

しかしながら、被告人Ａは、内規上、前記限度額内の委託契約の締結等について委任を受け、その範囲で部分的な包括代理権を与えられていたにすぎないし、実態として、これを超える権限を与えられていたとも認められない。すなわち、財団内で委託契約や入札事務に精通しているのは被告人Ａで、その企画・立案は、金額に関わらず同被告人が担当しており、結果として、被告人Ａの案がそのまま承認されることが多かったとは認められるが、同被告人の上位の決裁権者ら（事務局局長、

事務局次長）も、被告人Aの案を常にそのまま承認していたわけではなく、検討・協議の結果必要と判断すれば、適宜変更を求めるなどして最終的な意思決定に関与していた。したがって、被告人Aが、実態として、内規上の上限額を超える委託契約についても、専ら自分の判断で最終的な意思決定をしこれを遂行することができる状況に置かれていたとは認められず、これは、本件入札についても同様である。

以上に対し、検察官は、被告人Aは、財団の内規により、「委託契約」という事務の種類（一定の業務分野）について対外的な部分的包括代理権があることを前提として、上限金額による内部的制約を受けていたにすぎないから、入札の契約金額がこれを超えていても、「委任を受けた使用人」に当たることに変わりはないと主張する。

しかしながら、そもそも使用人は、当然に対外的代理権を有するものではなく、被告人Aは、財団の内規により、課長として、あくまで一定の金額内の委託契約を対象として包括的な代理権を授与されていたにすぎないのであり、これを超える金額の委託契約の締結等については、そもそも委任の対象外であって、代理権自体を有していなかったとみるべきである。

そして、法337条1項は、7号使用人については、部分的包括代理権が与えられた範囲の職務行為に限ってその公正保持を保護法益とするものと解されるところ、本件入札に関して被告人Aが担当したのは、この範囲を超える委託契約についての財団内部における企画・立案事務にすぎない。したがって、本件において、被告人Aが被告人Dの依頼に応じ、内規に反して本件入札に係る秘密事項を漏示したこと自体は違法であるにしても、その謝礼として行われた本件賄賂の提供・収受が、7号使用人である被告人Aの職務に関して行われたとはいえない。

4 よって、刑事訴訟法336条により被告人両名に対しそれぞれ無罪の言渡しをする。

令和8年8月31日

和歌山地方裁判所刑事部

裁 判 官      福 島 恵 子